

滋賀県犯罪被害者等支援推進計画（素案）について

1 趣旨・位置付け

県民誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中で、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、および軽減して、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、犯罪被害者等の心に寄り添った支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、滋賀県犯罪被害者等支援条例第 9 条に基づく「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定するものです。

2 計画期間（案）

計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 4 年間とします。

3 経過

- 平成 30 年 4 月 滋賀県犯罪被害者等支援条例の施行
- 5 月 常任委員会への報告（計画策定について）
計画素案の作成
滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会設立
- 6 月 滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会での協議

4 滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会での協議

県、国、全市町、滋賀弁護士会、おうみ犯罪被害者支援センターなど県内 63 の関係機関・団体から成る滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会（条例第 11 条）において協議を行い、計画（素案）に反映しました。

(1) 日時 6 月 29 日（金）

(2) 場所 大津合同庁舎会議室

(3) 主な意見と計画（素案）への反映

①「性犯罪 110 番」は、犯罪被害相談において重要であるから、計画に位置付けるべき。

⇒ V 1 (1) ア(ア)「④警察における犯罪被害相談」の項に、「性犯罪 110 番相談電話」に係る取組を追加 《資料 3-3（素案）P.10》

②裁判対応についての支援は、被害回復の観点から非常に重要であるから、計画に位置付けるべき。

⇒ V 1 (1) ウ「①犯罪被害者総合窓口等による支援」の項に、犯罪被害者等が裁判所等に出向く際の「付添支援」に係る取組を追加 《資料 3-3（素案）P.15》

5 今後のスケジュール（案）

- 平成 30 年 8 月 常任委員会への報告（素案）
- 8～9 月 県民政策コメントの実施
- 9 月 滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会での協議
- 10 月 常任委員会への報告（案）
計画策定・公表

滋賀県犯罪被害者等支援推進計画（素案）の概要

県民生活・土木交通常任委員会資料3-2
平成30年（2018年）8月6日（月）
県民生活部県民活動生活課

I 基本的事項

1 計画策定の趣旨

県民誰もが犯罪被害者となる可能性がある中で、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、および軽減して、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、犯罪被害者等の心に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定します。

2 計画の位置付け

滋賀県犯罪被害者等支援条例第9条に基づく計画

3 計画期間

平成30年度（2018年度）～平成33年度（2021年度）（4年間）

II 犯罪被害者等の現状

予期せぬ犯罪行為による事件や事故に巻き込まれると犯罪被害者等の日常は大きく様変わりし、犯罪による身体被害等の直接的な被害だけでなく、医療費の負担、失職等による経済的困窮、周囲の無理解や心ない言動などの更なる被害に苦しめられます。

III 施策の基本的な方向

1 目指す姿

犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指します。

2 施策の基本的な方向

次の2つの方向に沿って施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

- (1) 犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な生活への復帰を支援します。
- (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成を推進します。

IV 推進体制等

1 推進体制

庁内においては関係部局相互の連携・協力を確保しながら諸施策を実施します。

滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会において必要な協議および連絡調整を行いながら、関係行政機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力して取組を進める。

2 進行管理等

事業計画を滋賀県ホームページで公表するとともに、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら、計画を推進していきます。

V 犯罪被害者等の支援に向けた施策・事業

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

ア 関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備

(ア) 犯罪被害者等全般

犯罪被害者等支援推進協議会の設置、犯罪被害者等支援コーディネーターの配置、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCOによる総合ケアなど

(イ) 子ども 市町要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の活用など

(ウ) 女性 警察における性犯罪被害者への適切な対応（証拠採取における配慮等）など

(エ) 交通事故 交通事故相談所における相談

(オ) 学校等 スクールカウンセラー等活用事業など

イ 犯罪被害者等を支える人材の養成

犯罪被害者等支援関係者研修会等の開催、警察職員に対する研修など

ウ 総合的対応窓口等による情報提供体制の充実

犯罪被害者総合窓口等による支援など

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

ア 心身に受けた影響からの回復支援

捜査段階におけるカウンセリング体制の整備など

イ 一時保護等による安全の確保 再被害防止の推進など

ウ 平穏な生活への復帰に向けた支援

(ア) 居住の安定確保 県営住宅優先入居制度（倍率優遇）など

(イ) 経済的負担の軽減 犯罪被害給付制度など

(ウ) 雇用の安定確保 生活困窮者自立支援事業など

(エ) 保健・医療・福祉等 滋賀県救急医療情報システムの運営など

(オ) 日常生活への復帰支援 犯罪被害者総合窓口等による支援

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

ア 犯罪被害者等の置かれている状況等に関する広報啓発・学校における教育の充実

「犯罪被害者週間」における理解と配慮の必要性や更なる被害防止に関する集中的な啓発事業など

イ 犯罪被害者等を支える人材の養成（再掲）

(2) 民間支援団体等への支援

民間支援団体の活動支援、広報支援、人材育成研修支援、支援従事者の二次受傷対策など

滋賀県犯罪被害者等支援推進計画（素案）

～犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支えることで、
安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指して～

平成 30 年 月

目 次

I	基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
II	犯罪被害者等の現状	2
III	施策の基本的な考え方	3
IV	推進体制等	4
	施策・事業体系図	5
V	犯罪被害者等の支援に向けた施策・事業	9
1	平穏な生活への復帰支援	9
2	犯罪被害者等を支える社会の形成	23
資料	滋賀県犯罪被害者等支援条例	29

I 基本的事項

1 計画策定の趣旨

滋賀県における犯罪等により被害を被った者およびその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援については、平成15年（2003年）4月に「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」を施行し、同年10月には同条例に基づく「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり基本方針」を策定の上、その基本的方向の一つに「犯罪被害者や弱者の支援」を掲げ、犯罪被害者等支援の充実、女性被害者への支援、高齢者や障害者への支援、児童虐待やDVの被害者への支援、NPO等との連携を規定するとともに、関係部局が連携して取組を進めてきました。

さらに国において、「犯罪被害者等基本法」が平成16年（2004年）12月に制定されるとともに、平成17年（2005年）12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において具体的な施策が打ち出されたことを受け、滋賀県においても、平成19年（2007年）10月に「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」（以下「取組指針」という。）を策定し、以降、犯罪被害者総合窓口の設置や性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）の開設等、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな施策を推進してきました。

しかしながら、近年、様々な犯罪が後を絶たず、県民誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中で、相談窓口における相談件数も大きく増加している状況等に鑑みると、犯罪被害者等が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県民、事業者、関係機関・団体の一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている立場を理解し、県民総ぐるみにより犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、滋賀県では、平成30年（2018年）4月に、「滋賀県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定し、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための支援施策を推進していくため、条例第9条の規定に基づき「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、条例第9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定するものです。

3 計画期間

この計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4年間とします。

なお、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて見直すこととします。

Ⅱ 犯罪被害者等の現状

日常生活の中で自分自身が犯罪被害に遭うと思っている人はほとんどなく、他人事として捉えられているのが現状です。

しかしながら、予期せぬ犯罪行為による事件や事故に巻き込まれると犯罪被害者等の日常生活は大きく様変わりし、犯罪による身体被害等の直接的な被害だけでなく、医療費の負担、失職、転職等による経済的困窮、さらに、近隣、職場、学校などの日常生活を送る中で、周囲の無理解や心ない言動に苦しめられ、こうした更なる被害により社会的に孤立してしまうことも少なくありません。また、行政機関や民間支援団体等の連携が不十分で犯罪被害者等に負担が生じています。

このように深刻な状態に置かれた犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、県民や事業者が犯罪被害者等の立場や状況をよく理解し、社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、また、行政機関等が連携して犯罪被害者等の負担軽減と適切な支援の提供を行うことが必要となります。

Ⅲ 施策の基本的な考え方

1 目指す姿

条例第3条に定める基本理念のもと、犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指します。

2 施策の基本的な方向

次の2つの方向に沿って、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(1) 犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な生活への復帰を支援します。

犯罪等による心身への直接的被害だけでなく、再び被害を受けるのではないかという恐怖や不安、長期間にわたって苦しめられている精神的・経済的な更なる被害などにより、犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、必要とされる支援も多くの分野にわたります。

このような状況を踏まえ、専門知識を持ち関係機関の連携や橋渡しを行う犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、雇用、交通、住居、教育など滋賀県が有する様々な分野にわたる施策や制度を柔軟に活用し、国や市町、民間支援団体、関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等が一日も早く平穏な生活へ復帰できるよう、個々の事情に応じた適切な支援を実施していきます。

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成を推進します。

犯罪被害者等が、平穏な生活を取り戻し、住み慣れた地域社会の中で暮らし続けることが大切であり、県民一人ひとりが犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支え、安心して暮らすことができる社会づくりを進めることが重要です。

県民一人ひとりが、犯罪被害者等の置かれている状況について、正しく理解し、犯罪被害者等に関する問題を自分自身に関わる問題として考え、行動していくことが重要であり、広報啓発、教育の充実や人材養成等の取組を進め、犯罪被害者等に対する理解を深めるとともに、支援の輪を広げていきます。

Ⅳ 推進体制等

1 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内においては関係部局相互の連携・協力を確保しながら計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

この計画の目指す姿を実現するためには、県および関係行政機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力して取組を進めることが必要であり、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会において必要な協議および連絡調整を行います。

2 進行管理等

年度ごとに、施策・事業の実施状況と次年度の事業計画を取りまとめ、滋賀県ホームページで公表するとともに、協議会において意見を聴取します。

これらの意見をもとに、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら、計画を推進していきます。また、随時、支援施策を利用した犯罪被害者等から意見を求め、施策に反映していきます。

なお、計画の最終年度においては、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等も含め、計画における施策・事業の総合的な検証を行い、必要な計画の見直しを行います。

施策・事業体系図

1
平
穏
な
生
活
へ
の
復
帰
支
援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

ア 関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備（第10、12、14条）

(ア) 犯罪被害者等全般

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| ① 犯罪被害者等支援推進協議会の設置 | P9 |
| ② 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置 | P10 |
| ③ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）による総合的ケア | P10 |
| ④ 警察における犯罪被害相談 | P10 |
| ⑤ 捜査段階における被害者の負担軽減対策（被害者支援要員制度） | P10 |
| ⑥ 捜査段階における被害者の負担軽減対策（施設等の改善） | P11 |
| ⑦ 警察における適切な情報提供（被害者の手引き、被害者連絡制度） | P11 |
| ⑧ 出張面接相談事業 | P11 |

(イ) 子 ど も

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 子ども家庭相談センターの夜間・休日の連絡・相談対応の確保 | P11 |
| ② 市町要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の活用 | P11 |
| ③ 少年サポートセンター等における相談 | P11 |

(ウ) 女 性

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 | P12 |
| ② 警察における性犯罪被害者への適切な対応（証拠採取における配慮等） | P12 |
| ③ 警察におけるストーカー事案への適切な対応 | P12 |
| ④ 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク | P12 |

(エ) 交 通 事 故

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 交通事故相談所における相談 | P12 |
|-----------------|-----|

(オ) 学 校 等

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ① スクールカウンセラー等活用事業 | P13 |
| ② 私立学校におけるスクールカウンセラー設置（配置）に対する支援 | P13 |
| ③ 心の教育相談センター等における相談 | P13 |
| ④ 学校問題行動対策連絡会議（スパック会議）の活用 | P13 |

イ 犯罪被害者等を支える人材の養成（第 12 条）

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 犯罪被害者等支援関係者研修会等の開催 | P13 |
| ② 警察職員に対する研修 | P14 |
| ③ 民間被害者支援団体の人材育成研修に対する支援 | P14 |
| ④ 民生委員・児童委員に対する研修 | P14 |
| ⑤ 性暴力被害者支援のための関係職員研修会の開催 | P14 |
| ⑥ 交通事故相談員支援事業 | P14 |
| ⑦ 少年補導職員の技術向上 | P14 |
| ⑧ スクールカウンセラー等活用事業 | P13再掲 |
| ⑨ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置（配置）に対する支援 | P13再掲 |
| ⑩ 子ども家庭相談センター、市町等関係職員の資質向上のための研修 | P15 |
| ⑪ 犯罪被害者支援従事者育成事業 | P15 |

ウ 総合的対応窓口等による情報提供体制の充実（第 14 条）

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 犯罪被害者総合窓口等による支援 | P15 |
| ② 市町犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の機能充実 | P16 |

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

ア 心身に受けた影響からの回復支援（第 15 条）

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① PTSD（心的外傷後ストレス障害）に対応できる関係従事者の養成 | P16 |
| ② 精神保健福祉センター、各保健所における相談 | P16 |
| ③ スクールカウンセラー等活用事業 | P13再掲 |
| ④ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置（配置）に対する支援 | P13再掲 |
| ⑤ 心の教育相談センター等における相談 | P13再掲 |
| ⑥ 捜査段階におけるカウンセリング体制の整備 | P16 |
| ⑦ 警察における専門職員等による被害少年への継続的支援 | P17 |
| ⑧ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）による総合的ケア | P10再掲 |

イ 一時保護等による安全の確保（第 16 条）

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ① 再被害防止の推進 | P17 |
| ② 犯罪被害者等に関する情報の保護 | P17 |
| ③ 保護を要する子どもや女性の一時保護・施設措置・里親委託の実施 | P17 |
| ④ 暴力団犯罪からの保護対策の推進 | P17 |
| ⑤ 学校・警察連絡制度（学警連携） | P18 |

- | | |
|-----------------------|-----|
| ⑥ 警察における児童虐待事案への適切な対応 | P18 |
| ⑦ 児童虐待対応教員の位置付け | P18 |
| ⑧ 私立学校に対する児童虐待通告義務の周知 | P18 |
| ⑨ 児童虐待関係研修会の開催 | P18 |
| ⑩ 暴力団犯罪による被害の回復の支援 | P19 |
| ⑪ 緊急時の通報体制の充実 | P19 |

ウ 平穏な生活への復帰に向けた支援（第17、18条）

（ア）居住の安定確保

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 県営住宅優先入居制度（倍率優遇） | P19 |
| ② 県営住宅目的外使用許可制度 | P19 |
| ③ 婦人保護施設等における日常生活支援の充実 | P19 |
| ④ 生活困窮者自立支援事業 | P19 |
| ⑤ 一時避難場所借上料 | P20 |

（イ）経済的負担の軽減

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 犯罪被害給付制度 | P20 |
| ② 性犯罪被害者の初診料等に対する経費の公費負担 | P20 |
| ③ 司法解剖後の遺体搬送費等に対する経費負担 | P20 |
| ④ 交通事故相談所における損害賠償の請求等についての援助 | P20 |
| ⑤ ハウスクリーニング費用 | P20 |
| ⑥ 国外犯罪弔慰金等支給制度 | P21 |
| ⑦ 犯罪被害者見舞金制度（各市町） | P21 |

（ウ）雇用の安定確保

- | | |
|----------------|-------|
| ① 生活困窮者自立支援事業 | P19再掲 |
| ② 女性の再就労支援 | P21 |
| ③ 個別的労使紛争のあっせん | P21 |

（エ）保健・医療・福祉等

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 滋賀県救急医療情報システムの運営 | P21 |
| ② 高次脳機能障害者への支援の充実 | P21 |
| ③ 医療機関・保険者における個人情報の適正な取扱いの周知徹底 | P22 |

（オ）日常生活への復帰支援

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 犯罪被害者総合窓口等による支援 | P15再掲 |
| ② 生活困窮者自立支援事業 | P19再掲 |

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

ア 犯罪被害者等の置かれている状況等に関する広報啓発・学校における教育の充実（第19条）

- | | |
|--|-----|
| ① 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 | P23 |
| ② 人権教育指導研修事業 | P23 |
| ③ 学校における人権教育の推進 | P23 |
| ④ 学校における犯罪抑止教育の充実 | P23 |
| ⑤ 「犯罪被害者週間」における理解と配慮の必要性や更なる被害防止に関する啓発 | P24 |
| ⑥ 交通安全対策の推進 | P24 |
| ⑦ 人権啓発活動の推進 | P24 |
| ⑧ 民間被害者支援団体の広報に対する支援 | P24 |
| ⑨ 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進 | P24 |
| ⑩ 交通事故の実態およびその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表 | P24 |
| ⑪ 犯罪発生状況等の情報提供 | P24 |
| ⑫ 社会全体で犯罪被害者等を支える取組推進事業 | P25 |
| ⑬ デートDVに対する理解の促進 | P25 |
| ⑭ 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた啓発事業 | P25 |

イ 犯罪被害者等を支える人材の養成（第12条）（再掲）

(2) 民間支援団体への支援（第13条）

- | | |
|--------------------------|-------|
| ① 民間被害者支援団体の活動支援 | P26 |
| ② 民間被害者支援団体の人材育成研修に対する支援 | P14再掲 |
| ③ 民間被害者支援団体の広報に対する支援 | P24再掲 |
| ④ 全国被害者支援ネットワークに対する協力 | P26 |
| ⑤ 犯罪被害者等支援推進協議会との連携 | P26 |
| ⑥ 犯罪被害者サポートテレホン相談 | P26 |
| ⑦ 支援従事者の二次受傷対策事業 | P27 |

※ 犯罪被害者等支援施策の推進に要する経費は、今後、関係機関との調整等も踏まえて検討するが、現時点での概算事業費は、総額で約1億円と想定している。

V 犯罪被害者等の支援に向けた施策・事業

1 平穏な生活への復帰支援

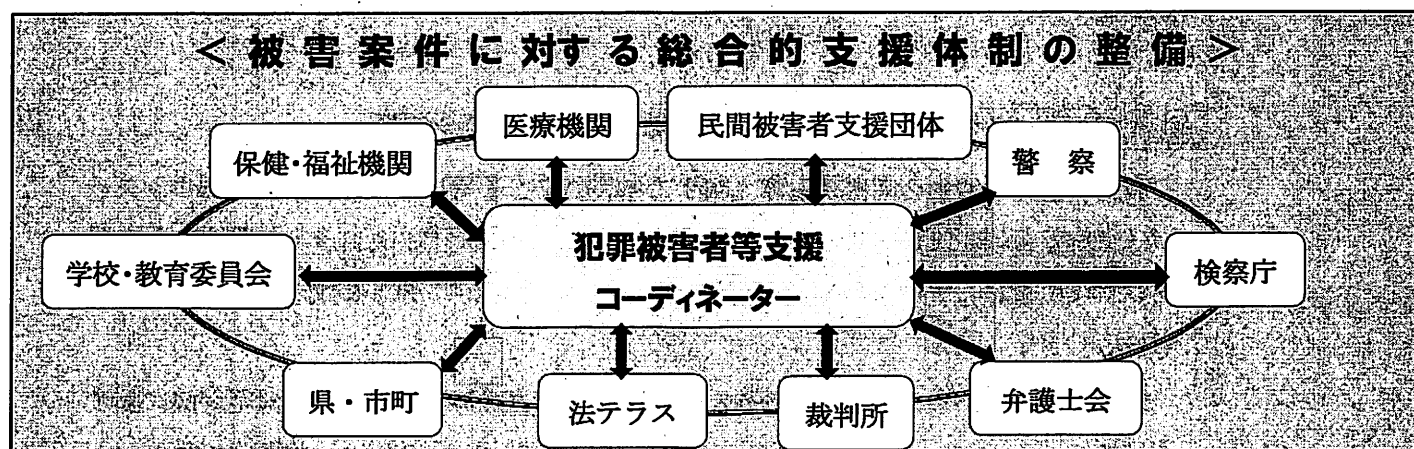
(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

ア 関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備

犯罪被害者が一日も早く平穏な日常生活へ復帰できるようにするためには、被害直後の早い段階からきめ細かな相談が受けられる体制が必要であることから、被害の状況に応じた各分野における相談体制等の充実と関係各機関相互の密接な連携を進め、途切れることのない支援体制の充実を図ります。

さらに、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、雇用、交通、住居、教育など滋賀県が有する様々な分野にわたる施策や制度を柔軟に活用し、国や市町、民間支援団体、関係機関等とも連携しながら、個々の事情に応じた適切な支援をワンストップで実施します。

特に、性犯罪・性暴力被害については、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)による24時間ホットラインでの支援を実施します。



< (ア) 犯罪被害者等全般 >

① 犯罪被害者等支援推進協議会の設置 (県民活動生活課、警察県民センター)

平成30年(2018年)5月に犯罪被害者等支援に関係する行政(国、県、市町)、各機関・団体で滋賀県犯罪被害等支援推進協議会を設立しました。協議会における協議・連絡調整により連携を強化し、一体となって支援施策を推進します。

② 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置 (県民活動生活課)

専門知識を持ち関係機関の連携・橋渡しを行う犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、支援計画を策定するとともに、関係機関とのケース会議や連絡・調整を行うことで、犯罪被害者等支援に関係する行政機関および民間支援団体その他の関係者のいずれを起点としても同様に適切かつきめ細かな支援を途切れることなく受けることができるようにします。

③ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO) による総合的ケア

(県民活動生活課、警察県民センター、県警捜査第一課)

平成 26 年 (2014 年) 4 月に滋賀県産科婦人科医会、NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センター (H30. 4. 2〜公益社団法人)、滋賀県警察、滋賀県の 4 者連携により性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO) を開設し、地域の社会資源を有効活用した途切れのないワンストップ支援や、望まない妊娠から被害者を守るため専門の看護師による 24 時間ホットライン体制で滋賀県方式として取り組んでいます。

24 時間ホットライン (090-2599-3105) をはじめ、産婦人科医療、相談、付添支援など、性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り 1 か所で提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、警察への被害届出を促進し、被害の潜在化の防止を図ります。

④ 警察における犯罪被害相談 (警察県民センター、県警少年課)

犯罪等による被害の未然防止等に関する相談に応じる窓口として、警察県民センターでは警察安全相談電話 (#9110) を設置し、また、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに委託している「犯罪被害者サポートテレホン (077-521-8341、0570-783-554)」で対応します。

家庭や友達、いじめ、少年の非行からの立ち直り支援等、少年非行や健全育成に関する相談については、大津少年サポートセンター (077-521-5735)、米原少年サポートセンター (0749-52-0114) で対応します。

性犯罪被害の潜在化防止と性犯罪被害者等の精神的、経済的負担を軽減するため、性犯罪110番相談電話 (#8103、0120-167110、077-522-1551) を設置して女性職員が対応します (平日8:30~17:15)。夜間、土日・祝日は警察本部総合当直が対応します。

⑤ 捜査段階における被害者の負担軽減対策 (被害者支援要員制度) (警察県民センター)

被害者支援要員による事件発生直後からの支援の実施や、被害者支援要員に対する専門的な研修の実施等、犯罪被害者の心理面等の早期回復や被害の軽減、さらには再被害防止対策等を推進し、犯罪被害者等の負担軽減を図ります。

⑥ 捜査段階における被害者の負担軽減対策（施設等の改善）（警察県民センター）

被害者相談施設、被害者支援車両の整備・配置や、警察施設以外の相談会場の随時借り上げ等、犯罪被害者が安心して事情聴取、実況見分に応じられるよう、捜査過程における心理的な負担軽減を図ります。

⑦ 警察における適切な情報提供（被害者の手引き、被害者連絡制度）（警察県民センター）

警察庁作成の広報用パンフレット「警察による被害者支援」や、県警作成の「被害者の手引き」（犯罪被害者全般向け、交通事故被害者向け、外国語版（英語・ポルトガル語））の配布、県警のホームページ上への掲載等、犯罪被害者にとって必要な情報を早期に提供し、精神的な負担の軽減を図ります。

犯罪被害者等、特に殺人、傷害、性犯罪といった身体犯の被害者等は、精神的苦痛が大きく、事件への関心も強いことから被害者の要望に応えるため、被害者連絡制度を活用して捜査状況等の情報を提供します。

⑧ 出張面接相談事業（県民活動生活課）

犯罪被害者等が身近なところで面接相談できる環境を整備するため、県内の複数箇所出張面接相談を実施し、犯罪被害者等の面接相談における時間的、経済的負担の軽減を図ります。

< (イ) 子ども >

① 子ども家庭相談センターの夜間・休日の連絡・相談対応の確保（子ども・青少年局）

中央子ども家庭相談センター内に24時間対応できる電話連絡体制を整備し、夜間・休日等でも対応します。（24時間対応電話：077-562-8996）

② 市町要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の活用

（子ども・青少年局）

要保護児童に対し、関係機関が連携して一体となって対応するため、要保護児童対策地域協議会を設置し、効果的な対応を行います。

③ 少年サポートセンター等における相談（県警少年課）

被害少年の悩みごと、困りごと等の相談に適切に対応するため、被害少年が相談しやすい環境の整備を図ります。

○大津少年サポートセンター 077-521-5735

○米原少年サポートセンター 0749-52-0114

< (ウ) 女 性 >

① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 (子ども・青少年局)

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図り、被害者の自立した生活を促進するため、県内に3箇所の相談機関(配偶者暴力相談支援センター)を設置し、電話および来所での面接相談を実施します。

○中央子ども家庭相談センター 077-564-7867

○彦根子ども家庭相談センター 0749-24-3741

○男女共同参画センター 0748-37-8739

② 警察における性犯罪被害者への適切な対応(証拠採取における配慮等)

(警察県民センター、県警捜査第一課)

性犯罪関係の事件担当課への女性警察官の配置や被害者に対する各種支援制度に関する適切な情報提供等、性犯罪被害者にとって被害直後のショックや羞恥心を和らげ、精神的、経済的な負担の軽減を図ります。

③ 警察におけるストーカー事案への適切な対応 (県警生活安全企画課、県警捜査第一課)

ストーカー事案に対して、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等に基づき、警告、禁止命令、援助、検挙措置等、適切に対応して重大な犯罪の未然防止を図り、被害に遭った女性等の立ち直りを支援します。

④ 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク (県民活動生活課、県警生活安全企画課)

県と県警相互の情報共有と連携強化を図るとともに、各警察署単位において市町、県、県警の顔の見える関係構築のための担当者会議を開催します。

女性や子どもを犯罪等から守るために必要な施策に関して、県と県警相互の情報共有と連携強化を図り、個々の事案等に対する適切な対応・支援を行います。

< (エ) 交通事故 >

① 交通事故相談所における相談 (交通戦略課)

交通事故被害者とその家族の福祉の向上を図るため、相談員が損害賠償問題・更生問題等について相談に応じ、助言、関係団体への斡旋を行い、交通事故被害者の救済活動を実施します。

○ 県立交通事故相談所大津本所 077-528-3425

○ 県立交通事故相談所彦根分室 0749-27-2230

< (オ) 学 校 等 >

① スクールカウンセラー等活用事業 (幼小中教育課)

全ての公立小・中学校、県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助、職員研修会での指導・助言などを行い、学校における相談体制の充実を図ります。

② 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援 (私学・大学振興課)

私立学校のスクールカウンセラー設置(配置)については、滋賀県私立学校振興補助金において、設置(配置)校に補助金を増額して配分します。

③ 心の教育相談センター等における相談 (幼小中教育課)

滋賀県心の教育相談センターにおいて、不登校児童生徒や保護者に対し、来所および電話による相談を受け付け、臨床心理士等の専門的なカウンセリングを行うとともに、児童生徒が在籍する学校には連携する機会を設定し助言を行っていきます。

また、県内の相談機関や適応指導教室等関係機関と連携して情報交換を行うとともに、ホームページ等で活動内容を広報し、ネットワーク化を図ります。

④ 学校問題行動対策連絡会議(スパック会議)の活用 (幼小中教育課)

問題行動の迅速かつ適正な対応と教育現場への積極的な支援を行うため、本県の実情を踏まえながら、滋賀県問題行動対策連絡会議(県スパック会議)において、情報交換や対応を協議します。

イ 犯罪被害者等を支える人材の養成

捜査や犯罪被害者等の保護、支援の過程で更なる被害が生じないように、関係者に対する教育、研修等を実施し、犯罪被害者等を社会で支える人材の養成を推進します。

また、犯罪被害者等が社会のかけがえのない一員として、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重するとともに、個人情報等の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることがないように十分配慮して支援を実施できるよう支援従事者のスキルアップを図ります。

① 犯罪被害者等支援関係者研修会等の開催 (県民活動生活課、警察県民センター)

市町犯罪被害者等支援主管課長および実務担当者に対する研修会を開催し、犯罪被害者等の置かれている現状とともに、更なる被害を生じさせない適切な支援の必要性を理解させ、犯罪被害者等からの相談等に対する適切な対応能力の向上を図ります。

また、協議会における講演等を通じて、支援の過程において更なる被害を生じさせる

ことのないよう犯罪被害者等の置かれている立場への理解の促進を図ります。

② 警察職員に対する研修（警察県民センター）

採用時や専門分野への任用時、昇任時における教養や専門的な研修等を実施し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための実務能力の向上を図ります。

③ 民間被害者支援団体の人材育成研修に対する支援

（県民活動生活課、警察県民センター）

公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの電話相談員に対する研修に講師を派遣し、対応能力の向上を図ります。

④ 民生委員・児童委員に対する研修（健康福祉政策課）

地域での相談・支援の担い手である民生委員・児童委員に対する研修を実施し、個人情報保護の徹底や人権問題への意識の向上を目指します。

⑤ 性暴力被害者支援のための関係職員研修会の開催

（県民活動生活課、警察県民センター）

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）に関係する急性期の産婦人科医療を提供する看護師や助産師、付添支援等を実施する公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター相談員や捜査を担当する警察官等を対象に、更なる被害を生じさせない適切な支援・対応ができるよう、研修会の開催により、犯罪被害者等の状況把握や対応能力の向上を図ります。

⑥ 交通事故相談員支援事業（交通戦略課）

交通事故相談活動の質の向上・円滑化、適時適切な相談対応能力の充実・強化を図るため、事例研修・相談会等に参加することで、解決困難な事案、多種多様な疑問点・問題点等の解決を支援し、相談者の相談への迅速かつ適切な対応を可能とすることにより、交通事故被害者やその家族の救済および福祉の向上に寄与します。

⑦ 少年補導職員の技術向上（県警少年課）

カウンセリングセミナーの受講や少年補導職員研修会等を通じて、少年補導職員の専門的な技術向上を図り、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図ります。

⑧ スクールカウンセラー等活用事業 (幼小中教育課)

(再掲・P13)

⑨ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援

(再掲・P13)

(私学・大学振興課)

⑩ 子ども家庭相談センター、市町等関係職員の資質向上のための研修

(子ども・青少年局)

被害者への支援を行う職員に対し、関係者向けの研修を実施し、犯罪被害者等に対する支援の資質向上を図ります。

⑪ 犯罪被害者支援従事者育成事業 (県民活動生活課)

相談件数は年々増加しており、また犯罪被害者1人当たりの支援が長期にわたること多いため、相談体制を充実させるため、相談員育成事業に補助することで新たな相談員の育成を図ります。

ウ 総合的対応窓口等による情報提供体制の充実

突然に犯罪等の被害者となった人の多くは、精神的ショックにより自分の身の回りのことすら満足にできない状況に陥る中で、被害直後から診療を受けたり、捜査、公判への協力、損害回復の請求手続きなど様々な対応に追われるようになります。

このような中であって、犯罪被害者を支援していくためには、被害直後の早い段階から被害者の求める支援に関する情報を適切に提供していくことが重要になります。

公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに犯罪被害者総合窓口を設置し、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供等、よりきめ細かな支援を実施しており、今後も同センターと連携の上、犯罪被害者等の人権を尊重し、プライバシーに配慮した支援を推進します。

① 犯罪被害者総合窓口等による支援 (県民活動生活課)

滋賀県では、平成19年(2007年)7月に犯罪被害者支援アドバイザーによる「犯罪被害者総合窓口」を設置し、さらに平成21年(2009年)4月には、NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター(H30.4.2～公益社団法人)に窓口業務を委託して、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供、付添支援等、よりきめ細かな支援を実施しており、今後も同センターと連携して支援を推進します。

077-525-8103

いつかにつこり はいおうみ

おうみ犯罪被害者支援センター(滋賀県犯罪被害者総合窓口)

② 市町犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の機能充実 (県民活動生活課)

滋賀県内全 19 市町には、犯罪被害者等支援担当課に、総合対応窓口が設置されています。専門的な職員の配属がないことから、滋賀県では、犯罪被害者等支援における施策情報の提供や担当者のスキルアップを図るべく、市町犯罪被害者等支援施策主管課長会議や市町犯罪被害者等支援担当者研修会を開催し、総合対応窓口機能の充実を図ります。

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

ア 心身に受けた影響からの回復支援

犯罪被害者等が真に回復するためには、身体的・精神的な被害からの回復を支援することが必要です。関係機関と連携し、犯罪被害者等の心身のケアに取り組みます。

① PTSD (心的外傷後ストレス障害) に対応できる関係従事者の養成 (障害福祉課)

国が主催する PTSD の相談支援に対応できる関係従事者の研修会の受講を推奨し、PTSD に対応できる関係従事者を養成します。

② 精神保健福祉センター、各保健所における相談 (障害福祉課)

県立精神保健福祉センターにおいて、随時、犯罪被害者等への支援に関する情報提供、相談等の支援を実施します。

また、県内の各保健所においても、必要に応じて精神保健福祉センターと連携しながら対応します。

③ スクールカウンセラー等活用事業 (幼小中教育課)

(再掲・P13)

④ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置 (配置) に対する支援

(再掲・P13)

(私学・大学振興課)

⑤ 心の教育相談センター等における相談 (幼小中教育課)

(再掲・P13)

⑥ 捜査段階におけるカウンセリング体制の整備 (警察県民センター)

犯罪や交通事故による被害者等からの申出に基づき、その精神的被害の回復または軽減を図るため、警察本部長が委嘱した精神科医等の医師、臨床心理士、犯罪被害者カウ

ンセラーによるカウンセリングを実施します。

⑦ 警察における専門職員等による被害少年への継続的支援 (県警少年課)

被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、臨床心理士等によるカウンセリングや、関係者等への助言等の継続支援を実施します。

⑧ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCOIによる総合的ケア

(再掲・P10)

(県民活動生活課、警察県民センター、県警捜査第一課)

イ 一時保護等による安全の確保

犯罪被害者等の多くが再び危害を加えられることに強い不安を抱いており、そのことが被害者の日常生活への復帰を阻害していることから、犯罪被害者等の不安の軽減と安全確保のための措置を講じます。

① 再被害防止の推進 (警察県民センター、県警刑事企画課)

犯罪被害者等が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、「再被害防止対象者」として指定するとともに、法務省等の関係機関と連携し、犯罪被害者等の安全を確保します。

② 犯罪被害者等に関する情報の保護 (県警総務課、警察県民センター)

犯罪被害者の実名発表、匿名発表について、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

③ 保護を要する子どもや女性の一時保護・施設措置・里親委託の実施

(子ども・青少年局)

子ども家庭相談センターの一時保護所(子ども・女性のそれぞれ)において、要保護児童および女性の一時保護を行い、また、本人および一時保護所の状況によって、一時保護委託施設を利用し、適切な一時保護に努めていきます。加えて、里親制度の啓発、登録促進、養育相互援助事業を実施し、里親制度の普及と登録者の増加を図るとともに、研修等を実施します。

④ 暴力団犯罪からの保護対策の推進 (県警組織犯罪対策課)

暴力団犯罪の犯罪被害者等は、警察に相談することによって暴力団からの報復や嫌がらせを受ける不安を抱えているため、暴力団等からの危害を被るおそれのある者を

「保護対象者」に指定し、危害行為の未然防止措置等を実施する等、犯罪被害者等の安全を確保するとともに、積極的な被害の申告を促し、財団法人滋賀県暴力団追放推進センター等の関係機関と連携して被害の回復を図ります。財団法人滋賀県暴力団追放推進センターでは、暴力団員からの不当な行為の相談に応じるほか、犯罪被害者等に対する見舞金の支給、暴力団を相手取った民事訴訟の費用の貸付等の事業を行っています。

⑤ 学校・警察連絡制度（学警連携）（私学・大学振興課、幼小中教育課、県警少年課）

学校および警察が、児童生徒の健全育成に必要な相互の連携・情報提供を行うことにより、当該児童生徒の非行を防止して健全な育成を図るとともに、犯罪被害者等の保護を図ります。

⑥ 警察における児童虐待事案への適切な対応（県警少年課）

児童虐待事案を早期に発見し、適切な対応を図るため、職員の知識・技能の向上に努めます。

⑦ 児童虐待対応教員の位置付け（幼小中教育課）

小・中学校および県立学校で児童虐待対応教員を位置付け、その教員を中心として虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある教員が、該当児童生徒に組織的に対応します。

児童虐待対応教員には、研修会や連絡協議会等で、虐待対応の在り方等について指導するとともに、子ども家庭相談センターや市町の福祉事務所、要保護児童対策地域協議会との連携強化を図ります。

⑧ 私立学校に対する児童虐待通告義務の周知（私学・大学振興課）

私立学校関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、虐待通告、虐待防止について、各私立学校・園への周知、啓発を図ります。

⑨ 児童虐待関係研修会の開催（幼小中教育課）

子ども・青少年局と連携した研修会や連絡協議会等において、児童虐待対応教員の役割、虐待への有効な対応事例や国内外の先進的な取組事例の講演等を行い、各学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進し、早期発見・早期対応に努めます。

⑩ 暴力団犯罪による被害の回復の支援（県警組織犯罪対策課）

暴力団による犯罪被害の回復、軽減、再発防止対策等を図るための支援活動を、滋賀県暴力追放運動推進センターや滋賀弁護士会民事介入暴力対策委員会等と連携して総合的・横断的に推進し、暴力団犯罪による被害の回復を推進します。

⑪ 緊急時の通報体制の充実（警察県民センター）

犯罪によって被害を受けた被害者に対する再被害を防止し、犯罪被害者等の保護を行うため、必要のある犯罪被害者等に携帯型緊急通報装置の貸し出しを行います。

ウ 平穏な生活への復帰に向けた支援

犯罪被害に起因して、転居や失職、経済的困窮を余儀なくされることがあることから、各種福祉制度等を活用した犯罪被害者等の日常生活への復帰に向けた支援を進めます。

< (ア) 居住の安定確保 >

① 県営住宅優先入居制度（倍率優遇）（住宅課）

県営住宅の定期募集において、犯罪被害者等で現に犯罪等により住宅に困窮していることが明らかな者には、優先入居（倍率優遇）の取扱いを行います。

② 県営住宅目的外使用許可制度（住宅課）

犯罪被害者等で、緊急に入居する必要があると認められる場合には、一時的に県営住宅の使用を許可し、住宅の提供を行います。

③ 婦人保護施設等における日常生活支援の充実（子ども・青少年局）

婦人保護施設等においては、生活指導・職業指導等を行い、退所後に自立した生活ができるよう支援します。

④ 生活困窮者自立支援事業（健康福祉政策課）

犯罪等の被害に起因して離職した犯罪被害者等を含む生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

⑤ 一時避難場所借上料 (警察県民センター)

自宅が犯行現場となり、破壊・汚損されるなど物理的に居住することが困難となった場合の精神的苦痛の緩和や、加害者またはその関係者からの危害を防止するなど再被害を防止するため、犯罪被害者等の一時避難場所を確保する必要がある場合に宿泊施設の使用料を公費負担します。

< (イ) 経済的負担の軽減 >

① 犯罪被害給付制度 (警察県民センター)

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪行為により、重大な被害(死亡、重傷病または障害)を受けたにもかかわらず、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、給付金(遺族、重傷病、障害)を支給することにより精神的・経済的打撃の緩和を図ります。

② 性犯罪被害者の初診料等に対する経費の公費負担 (警察県民センター)

性犯罪被害者の被害直後のショックや心身の苦痛を和らげ、精神的、経済的な負担の軽減を図るため、診察における初診料、検査等費用、再診料、緊急避妊措置料、人工妊娠中絶費用、診断書経費を公費負担します。

③ 司法解剖後の遺体搬送費等に対する経費負担 (警察県民センター)

司法解剖後の遺体の搬送に際し、尊厳を保った取扱いをするため、民間専門業者に依頼し、滋賀医科大学社会医学講座法医学部門剖検室(解剖室)または警察署からの搬送経費を公費負担し、遺族等の経済的、精神的被害の軽減を図ります。

④ 交通事故相談所における損害賠償の請求等についての援助 (交通戦略課)

交通事故被害者とその家族の福祉の向上を図るため、損害賠償問題・更生問題等についての相談に応じて、助言、関係団体への斡旋を行い、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行います。

⑤ ハウスクリーニング費用 (警察県民センター)

滋賀県内における自宅、実家等が犯罪現場となり、その犯罪被害により、血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等の清掃が必要な場合で、かつ継続的に犯罪被害者等がその場所で居住する場合、清掃作業費用の負担が強いられるなど犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、公費負担を行います。

⑥ 国外犯罪弔慰金等支給制度 (警察県民センター)

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族または障害が残った日本国民に対して、見舞金的性格の給付金を国から支給し、国外犯罪行為の被害者を救済します。

⑦ 犯罪被害者見舞金制度 (各市町) (県民活動生活課)

犯罪に巻き込まれ不慮の死を遂げた方の遺族や、傷害を受けた方の精神的負担を軽減するため、各市町が犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等に見舞金を支給しています。

< (ウ) 雇用の安定確保 >

① 生活困窮者自立支援事業 (健康福祉政策課)

(再掲・P19)

② 女性の再就労支援 (女性活躍推進課)

近江八幡と草津駅前に設置したマザーズジョブステーションにおいて、個別相談やアドバイス、仕事と子育ての両立のための保育等の情報の提供、託児の実施、求人情報の提供や職業紹介の就労支援を行うなど、出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性等に対し、関係機関と連携した就労支援をワンストップで実施します。

③ 個別的労使紛争のあっせん (労働委員会事務局)

労働者個人と使用者との間で発生した労働条件等に関するトラブルを、労働問題に関して経験豊かなあっせん員(労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員各1名)が、労使双方の意見を聞き、助言を行い、話し合いにより解決できるよう支援を行います。

< (エ) 保健・医療・福祉等 >

① 滋賀県救急医療情報システムの運営 (医療政策課)

医療機関の診療の可否や基本的な救急医療情報を、当該システムを通じて県民へ提供することにより、安心・安全な医療の提供を行います。

② 高次脳機能障害者への支援の充実 (障害福祉課)

高次脳機能障害者の総合相談窓口である「高次脳機能障害支援センター」を設置し、当事者および家族等が専門的で適切な相談および医療・保健・福祉・教育・就労等のサ

ービスを受けられるよう支援します。

また、医療従事者をはじめ、広く県民に高次脳機能障害に対する知識の普及および理解を促進するための普及啓発を実施します。

③ 医療機関・保険者における個人情報の適正な取扱いの周知徹底

(医療政策課、医療保険課)

患者の受診情報が医療機関等や保険者から流出しないよう個人情報の適正な取扱いを促します。

< (オ) 日常生活への復帰支援 >

① 犯罪被害者総合窓口等による支援 (県民活動生活課)

(再掲・P15)

② 生活困窮者自立支援事業 (健康福祉政策課)

(再掲・P19)

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

ア 犯罪被害者等の置かれている状況等に関する広報啓発・学校における教育の充実

犯罪被害者等をともに支える社会の実現のためには、県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況を十分に理解し、課題認識を共有し、自分自身の問題として考えていく必要があります。

そのため、犯罪被害者等が置かれている状況について学習する機会の提供や被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに各種媒体を利用した広報、啓発活動を実施します。

さらに、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）において、関係機関、団体等と連携、協力しながら、更なる被害防止等の県民理解を促進するため、集中的な啓発活動を推進します。

① 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業（幼小中教育課）

学習指導要領の趣旨を生かした創意あふれる道徳教育を推進するため、県内3市を拠点推進地域（小・中学校の推進校を含む）に、県立高等学校1校を推進校に指定して実践的な研究に取り組み、研究成果の県内全域への普及を図ります。

また、道徳教育推進教師の専門性を高める研修を行い、すべての小・中学校の道徳教育推進体制の活性化を図ります。

② 人権教育指導研修事業（生涯学習課）

広く人々の人権問題に関する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動を推進します。

③ 学校における人権教育の推進（人権教育課）

「人権教育推進プラン」に基づき、犯罪被害者の人権問題について、学校教育および社会教育において一層理解が深まるよう、その基盤づくりに努めます。

④ 学校における犯罪抑止教育の充実（私学・大学振興課、幼小中教育課）

滋賀県警少年課と連携し非行防止指導教材「あじさい」等の配布と、非行防止指導の充実を図ります。

⑤ 「犯罪被害者週間」における理解と配慮の必要性や更なる被害防止に関する啓発

(県民活動生活課、警察県民センター)

犯罪被害者週間等にあわせて、犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を脅かす更なる被害への配慮の重要性等について県民の理解を深めることを目的に啓発を実施します。

⑥ 交通安全対策の推進 (交通戦略課)

滋賀県交通対策協議会が主唱して、関係機関・団体の参画のもと、各種啓発事業が交通事故被害者等の視点も踏まえ展開されるように努め、交通事故を防止し安全で安心な湖国滋賀を実現させるため、交通安全県民総ぐるみ運動を展開します。

⑦ 人権啓発活動の推進 (人権施策推進課)

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、県民の人権意識の高揚を図るため、手法や内容を工夫しながら、多彩な人権啓発事業を実施します。

⑧ 民間被害者支援団体の広報に対する支援 (県民活動生活課、警察県民センター)

公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの活動(電話相談等)を、ホームページ等により広報します。

⑨ 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進 (県警交通企画課、運転免許課)

犯罪被害者支援フォーラム等における交通事故遺族の講演の実施や、運転者に対する各種講習において、被害者の声が反映された講習を実施します。

⑩ 交通事故の実態およびその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

(県警交通企画課)

交通事故実態についてのデータを公表します。

⑪ 犯罪発生状況等の情報提供 (県警生活安全企画課)

「身近な犯罪」である路上強盗、ひったくり、住宅侵入盗、車上ねらい、部品ねらい、オートバイ盗、自転車盗の7罪種による発生状況と不審者等情報を示した「犯罪発生マップ」を滋賀県警察のホームページに掲載し、情報を提供します。

⑫ 社会全体で犯罪被害者等を支える取組推進事業 (県民活動生活課、警察県民センター)

広く県民等に、規範意識の向上を図り、被害者等の実情に対する理解と共感を得ること、犯罪被害者等支援活動への参加を促すことにより、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運を醸成します。

⑬ デートDVに対する理解の促進 (女性活躍推進課)

若年層を対象に、デートDV防止のための啓発冊子を作成・配布し、デートDVに対する正しい理解を促すとともに、相談窓口の周知を図っていきます。また、教職員・市町担当職員を対象に、デートDV防止啓発セミナーを開催します。

⑭ 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた啓発事業 (女性活躍推進課)

女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～11月25日)に併せて、ポスター掲示や横断幕の設置、男女共同参画センターにおける特集図書コーナー等の啓発活動を行うとともに、市町にも同様の取り組みを呼びかけます。

イ 犯罪被害者等を支える人材の養成 (再掲)

(2) 民間支援団体への支援

多種多様な課題を抱える犯罪被害者等が、いつでもどこでも必要な支援が受けられるよう、支援体制を整備する必要があり、そのためには様々な経験や能力を持った者で構成される民間支援団体の役割が重要になります。

しかしながら、財政基盤をはじめ様々な課題を抱えていることから、広く県民等の理解と協力が得られるよう、各種施策等の有効活用を図るなど、有用な支援方策について検討します。

① 民間被害者支援団体の活動支援 (県民活動生活課、警察県民センター)

社会全体で犯罪被害に遭われた方々を支援する活動の輪を広げるため、犯罪被害者等の援助を行う民間団体と連携し、民間団体の活動への積極的な協力支援を行います。

② 民間被害者支援団体の人材育成研修に対する支援 (警察県民センター)

(再掲・P14)

③ 民間被害者支援団体の広報に対する支援 (県民活動生活課、警察県民センター)

(再掲・P24)

④ 全国被害者支援ネットワークに対する協力 (警察県民センター)

全国被害者支援フォーラムの研修会への参加等、犯罪被害者等が居住する地域によって支援内容に大きな差が生じないように、全国被害者支援ネットワークの運営、活動に協力します。

⑤ 犯罪被害者等支援推進協議会との連携 (県民活動生活課、警察県民センター)

犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等で構成する滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会の構成員相互の連携強化および拡充を図り、総合的な被害者支援を実施します。

⑥ 犯罪被害者サポートテレホン相談 (警察県民センター)

専門的知識を有する県内唯一の民間被害者支援団体である公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターにおいて、被害者等が直面する多岐多様な問題に対する公的機関や団体への橋渡しを行い、切れ目のない支援の輪による、よりきめ細かな被害者支援体制の充実と被害者等の立場を踏まえた電話相談を実施します。

⑦ 支援従事者の二次受傷対策事業 (県民活動生活課)

犯罪被害者等支援従事者に対してカウンセリングや事例検討会を実施し、支援従事者が、その業務に従事する過程において受ける心理的な負担の軽減を図ります。

滋賀県犯罪被害者等支援条例

平成 30 年 3 月 29 日
滋賀県条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等を社会全体で支えることが重要であることに鑑み、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、および県、県民、事業者、民間支援団体等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、および軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにし、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、または軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重するとともに、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることのないよう十分配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、国、県、市町および県民等（県民、事業者および民間支援団体その他の関係者をいう。以下同じ。）が相互に連携し、および協力すること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供すること。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等と連携し、および協力するとともに、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、犯罪被害者等支援において市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言または連絡調整を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすること等がないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、その有する専門的な知識および経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(支援従事者の責務)

第8条 支援従事者（犯罪被害者等からの相談を受ける者その他の犯罪被害者等支援に関連する業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、その業務に従事するに当たっては、基本理念にのっとり、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えるおそれがあることを十分理解するとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減に資するよう適切な対応を行わなければならない。

(推進計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ県民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(総合的支援体制の整備)

第10条 県は、国、市町および県民等と連携し、および協力して、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間の必要な犯罪被害者等支援を一体となって推進するための総合的な支援体制(次項において「総合的支援体制」という。)を整備するものとする。

- 2 県は、総合的支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の特性を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関および民間支援団体その他の関係者(以下この項および次条において「関係行政機関等」という。)のいずれを起点としても同様に適切かつきめ細かな支援を途切れることなく受けることができるよう、犯罪被害者等支援コーディネーター(個々の犯罪被害者等に対する支援に関する計画書の作成および関係行政機関等との連絡調整を行う者をいう。)の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会)

第11条 県および関係行政機関等は、犯罪被害者等支援に関し必要な協議および連絡調整を行うため、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会(次項において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
(人材の養成等)

第12条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務その他の犯罪被害者等支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、支援従事者が自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることがないように、ならびに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減に資する適切な支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第13条 県は、民間支援団体が行う犯罪被害者等支援に関する事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該民間支援団体に対し、必要な情報の提供、助成その他の支援を行うことができる。

- 2 県は、支援従事者がその業務に従事する過程において受ける心理的な負担を軽減することができるよう、支援従事者に対する心理相談の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第14条 県は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、総合的な相談窓口の設置、経済的な助成に関する情報その他の必要な情報の提供、犯罪被害者等の援助に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービスの提供等)

第15条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談等心身の状況に応じた保健医療サービスおよび福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保のための施策)

第 16 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導および助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定を図るための施策)

第 17 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等を図るための施策)

第 18 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等に対する就労支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第 19 条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めることができるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第 20 条 県は、学校において、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 21 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。